

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

施策	施策方向	取り組み	担当課	現状・課題	今後の方向性	令和3年度の予定・計画	令和3年度予定・目標に対する具体的な取り組み
1 人権の尊重	① 人権に関する啓発活動の推進	1 市民を対象に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発活動を推進します。	社会福祉課	街頭での啓発活動や広報車による市内啓発広報活動などを実施している。	引き続き、街頭での啓発活動や広報車などによる啓発広報活動に取り組む。コロナ禍で出来る啓発広報活動に取り組む。	引き続き、街頭での啓発広報活動に取り組む。	人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発広報活動を実施する。
		② 人権教育の推進	1 学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において人権問題をテーマに研究会や講演会・講座等を開催します。	社会福祉課	小・中学校や児童館で人権講話を実施したり、入学式・PTA総会などの場で保護者に対しても人権啓発講話などを実施している。	引き続き、幅広い年代層に向け、人権問題に関する啓発広報活動に取り組む。	引き続き、幅広い年代層に向け、人権問題に関する啓発広報活動に取り組む。
	2 人権週間に合わせて、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施している。		社会福祉課	人権週間に合わせ、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施している。	引き続き、人権週間に合わせ、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施する。	引き続き、人権週間等に合わせて、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施し、市職員対象の人権研修を実施する。	人権週間等に合わせて、市内啓発広報活動や各小・中学校での人権講話を実施する。市職員対象の人権研修を実施する。
	3 12月4日から12月10日の「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼び掛け、明るく住みよい社会づくりを進めます。		高齢福祉課	高齢者の虐待を予防するため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会を年1回開催している。また、高齢者虐待の防止・早期発見のため、地域包括支援センター、警察署、保健所、民生委員等と連携強化を図り、月1回地域包括支援センターとの連絡調整会議を実施している。	高齢者の人権を守る観点から、高齢者虐待の予防啓発を行い、高齢者虐待の防止・早期発見できるよう関係機関と連携を強化する。	高齢者虐待の予防啓発を広報紙及びホームページに掲載し、地域包括支援センターや民生委員等と連携を図り、虐待の早期発見につなげていく。	広報紙、ホームページへの掲載を年に1回実施するとともに、地域包括支援センターとの虐待連絡調整会議を月1回実施する。また、民生委員との定例会において情報提供等の依頼を行う。
	4 児童・生徒に対して校長講話を実施。人権に対する啓発活動を行っている。	学校教育課	児童・生徒に対して校長講話を実施。人権に対する啓発活動を行っている。	継続して校長講話を実施し、啓発活動に取り組む。	人権週間における校長講話により、人権に係る啓発活動を行う。	全校集会等の機会を通じて、校長講話による人権尊重の大切さについて啓発する。	
③ 人権相談窓口の充実	1 奇数月(第2水曜日)に清須市の人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、随時人権に関する相談に応じます。	社会福祉課	名古屋法務局では平日(8:30~17:15)電話相談を行っているが、清須市の人権擁護委員による面談にて相談を希望する人に対し実施している。現在、毎月の広報で相談ダイヤルを啓発した結果、面談による相談は減少している。	新型コロナウイルス感染症の状況を加味しながら、引き続き奇数月に人権よろず相談を実施する。	引き続き、奇数月に市内4地区を持ち回り人権よろず相談を実施する。	人権よろず相談を奇数月に市役所にて実施する。名古屋法務局にて電話相談に対応する。	
2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	① 広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	1 男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。	生涯学習課	現在、男女共同参画講演会のみ掲載となっている。	今後も、男女共同参画講演会の掲載を行う。また、懇話会の中での意見等を反映したものについても、情報提供や啓発活動を行う。	男女共同参画講演会の掲載を行う。また、懇話会の中での意見等を反映したものについても、情報提供や啓発活動を行う。	広報及びホームページで講演会の開催案内。また、事業実施後についても講演会の様子等をお知らせしていく。
	② 男女共同参画に関する講演会等の開催	1 男女共同参画社会の実現をテーマに、講演会等を開催し、市民の理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図ります。講演会等の企画、運営については、清須市男女共同参画えみの会や女性の会をはじめ、市民や市民団体との協働により、企画運営を行います。	生涯学習課	清須市男女共同参画えみの会を中心に、市民や市民団体との協働により企画運営を行っている。日々変わる社会に対し清須市としての男女共同参画社会を目指していく。	清須市男女共同参画えみの会を中心に、市民や市民団体との協働により企画運営を行っていく。	清須市男女共同参画えみの会を中心に、市民や市民団体との協働により企画運営を行う。 日時：令和3年9月25日(土)13:30~ 講師：田中 俊之氏 演題：「男性学の視点から男女共に生きやすい社会を考える」	今年度においても年1回の講演会を開催し、市民の男女共同参画の啓発を実施していく。
	③ 広報物のガイドラインの活用	1 市が発行する広報、刊行物について、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意し、男女共同参画社会の実現へ寄与するために、ガイドラインを作成し、その活用を図ります。	人事秘書課	広報紙や刊行物についてガイドラインを活用した作成がされているか。	広報紙や刊行物についてガイドラインを活用した作成に取り組む。	広報紙や刊行物についてガイドラインを活用した作成に取り組む。	広報連絡員会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を配布し、活用を図る。
3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 学校等における男女平等を推進する教育の充実	1 学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図ります。	学校教育課	各教科の授業及び学級活動において、人権に関する授業を行っている。また、総合的な学習での取り組みや人権に関するポスター等の啓発活動及び人権に関する呼びかけなど、様々な取り組みを行っている。	引き続き、人権尊重や男女平等意識について授業で取り組む。	男女の相互理解を深めること、お互いの人権を尊重することの大切さについて、意識できるよう取り組みを進める。	人権尊重や男女平等意識の啓発に努める。
		2 子どもを指導する立場である教職員等に対しても意識啓発を図ります。		市校長会、市教頭会等の会議において啓発している。市内の小中学校の名簿は混合名簿ではなく男女別である。	引き続き、教職員等に対して意識啓発に取り組む。小中学校の名簿について、混合名簿とした場合の影響について検討を行う。	教職員においても人権意識の向上や相互理解の大切さを意識できるよう啓発活動に努める。	市校長会や市教頭会を通じて、意識啓発を促していく。
	② 男女共同参画に関する学習機会の充実	1 市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など学習機会の充実を図ります。	生涯学習課	現在、講演会において市民には啓発・周知等に止まっている。	今後、啓発・周知のみならず、市民に対する学習機会の場を検討していく。	講演会の開催及び啓発・周知を行う。	多くの市民へ講演会への参加を促すため、広報、ホームページで周知。また、各種団体への周知を行う。

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況
 基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策	施策方向	取り組み	担当課	現状・課題	今後の方向性	令和3年度の予定・計画	令和3年度予定・目標に対する具体的な取り組み
1 市における ポジティブア クションの推 進	① 附属機関、委員 会等への女性委 員登用の推進	市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。	1 人事秘書課	表彰者審査委員会の女性委員登用率は50%以上であり目標を達成している。特別職報酬等審議会は報酬等に関する条例を議会に提出しようとするのみ組織するものであり、ここ数年は組織していない。	表彰者審査委員会の女性登用率は現状を維持し、特別職報酬等審議会は組織する際には30%以上の登用を図る。	表彰者審査委員会の女性登用率は現状を維持し、特別職報酬等審議会は必要に応じて開催するものであり、組織する際には30%以上の登用を図る。	委員選考に当たり、積極的に女性の候補者を選出していただくよう関係団体等へ依頼する。
			2 企画政策課	令和3年5月1日現在、清須市まち・ひと・しごと総合戦略推進会議は25.0%、行政改革推進委員会は33.3%、地域公共交通会議は22.2%となり、目標値としている女性委員の割合33.9%以上には届いていない。委員については、役職による委員登用が多いので関係機関の人事異動による影響が大きい。そのため、市の条例等と整合性を図りながらの登用が必要となってくる。	清須市第2次総合計画(後期基本計画)では、33.9%以上を目標値と設定しているため、条例等と整合性を図りながら積極的に女性委員の登用を図っていく。	清須市第2次総合計画(後期基本計画)では、33.9%以上を目標値と設定しているため、積極的に女性委員の登用を図っていく。	委員の退任、選任等の理由により目標値が未達となる附属機関、委員会等が多いが、目標値を上回るよう条例等との整合性を図りながら積極的に女性委員の登用を実施していく。
			3 危機管理課	危機管理課が所管する附属機関のうち代表的なものとして防災会議が挙げられる。防災会議委員は、条例による委員定数が25人以内、実委員数22人であり、そのうち女性委員は3人である。	地域防災計画の中に「男女双方の視点等に配慮した」という内容が盛り込まれており、今後も女性の登用を積極的に考えていく必要がある。	現状の女性登用数は確保しながら、委員の任期の代わり目に合わせて、さらなる女性の登用を考えていく。	女性一人ひとりが、風水害や地震災害に関心を持つとともに、防災関係の講習等への参加が推進されるよう啓発に努めていく。
			4 財産管理課	清須市公共施設個別施設計画(仮称)策定委員会への女性委員(1名)の登用。(平成30年8月7日選任)	今後、委員会の設置があった場合は積極的に女性委員の登用を図る。	今後、委員会の設置があった場合は積極的に女性委員の登用を図る。	今後、委員会の設置があった場合は積極的に女性委員の登用を図る。
			5 生活環境課	清須市ごみ減量化等推進委員会のごみの減量化及び再資源化等の方策を検討し、快適で住み良い環境づくりと循環型社会の構築を推進するために設置されたもので、女性の会、子ども会から委員を積極的に登用している。	既に女性委員の割合は男性委員を超える域にある。逆転による影響も思慮しながら取り組んでいく必要がある。	女性委員の割合は既に男性委員の割合を超えている。今度も女性委員の登用を継続していく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議やイベントがなかなか開催できない状況ではあるが、男性委員との調和を図りながら、今後も女性委員の登用を継続していく。
			6 保険年金課	国民健康保険運営協議会9名の委員はそれぞれ3部門の要件から3名ずつ選出される。法律で規定されているが、可能な限り女性の登用を心掛けている。3部門に各1名委嘱中である。	現在枠は維持していきたい。	市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めていく。	国民健康保険運営協議会9名の委員のうち3名の女性委員の登用をしている。本年度もそれを継続していく。
			7 高齢福祉課	介護認定審査会委員について30人中14人が女性委員となっている。(任期令和3年4月1日～令和5年3月31日)	今後も女性委員を積極的に登用していく予定である。	今後も女性委員を積極的に登用していく予定である。	次期の委員委嘱にむけて、さらなる女性委員の登用について啓発に努める。
			8 健康推進課	健康づくり推進委員について15人中7人が女性委員となっている。	現在、十分に女性委員を登用している。今後も継続した女性登用に努める。	令和4年度で、委員の改選を行います。引き続き、女性の委員の登用に努める。	15名の委員のうち、関係機関・地区組織の代表を選任するが、女性の登用を7名維持できるように努める。
			9 社会福祉課	民生児童委員連絡協議会役員数12人中6人の女性を登用している。保健福祉計画策定委員数11人中5人の女性を登用している。福祉施設運営委員会委員数5人中3人の女性を登用している。	女性委員の登用を積極的に進める。	女性委員の登用を積極的に進める。	今後も開催される委員会等における女性委員の登用を推進していく。令和4年度に開催する民生児童委員推薦委員会委員の女性登用を進めていく。
			10 子育て支援課	平成25年に設置した「子ども・子育て審議会」では、令和2年度は、女性委員は19人中13人を登用しており、「清須市要保護児童対策地域協議会」では、15人中4人を登用している。	現状を継続していく。	現状を継続していく。	清須市子ども・子育て審議会に女性委員の登用を進める。清須市要保護児童対策地域協議会への女性委員の登用を進める。

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策	施策方向	取り組み	担当課	現状・課題	今後の方向性	令和3年度の予定・計画	令和3年度予定・目標に対する具体的な取り組み	
1 市におけるポジティブアクションの推進	① 附属機関、委員会等への女性委員登用の推進	11	都市計画課	都市計画審議会、公共用地等検討審議会ともに、女性委員が登用されていますが、空家対策協議会は女性がいません。	委員をやめられる人が出た場合、積極的に女性委員を検討します。	都市計画審議会、公共用地等検討審議会、空家対策協議会における女性委員の選任	委員をやめられる人が出た場合は、積極的に女性を選任します。	
		12	学校教育課	現在の教育委員会委員は、5名中2名が女性。その他の学校教育関係の委員会も、適任者へ委嘱している。	今後も、適任者へ委嘱していく。	委員の改選時において、適任者へ委嘱するとともに女性委員の登用により、幅広い意見を反映していく。	委員改選時や新たな任命時に適任者へ委嘱する。	
		13	スポーツ課	市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。	スポーツ推進委員は、男性18名・女性16名の現状であり、男女ともに約半数の登用を行っている。 社会体育施設運営委員会は、男性10名・女性4名の現状であり、定数の約3割で女性委員が占めており、十分な数を確保できている。	令和3年4月では男性17名、女性14名となっており、委員3名が欠員の状態である。しかし目標値は維持しており、今後も継続した女性登用に努める。 また、社会体育施設委員についても委員14名のうち女性4名になっておりますが、この人数を確保するように努める。	スポーツ推進委員は、継続して女性委員を半数近く登用する予定。	引き続き女性委員を登用していく。
		14	給食センター	清須市学校給食センター運営委員会は、運営に関する重要事項を審議するため、年1回以上開催しており、委員の女性登用率は57.1%(令和3年度委嘱)となっている。 委嘱期間が1年であるため、毎年、委員が交代することになる。	委員の構成について、女性登用率50%以上となるよう取り組んでいく。	女性登用率50%以上を維持する。	保護者代表の委員選任について、女性を推薦していただくよう学校、幼稚園及び保育園に促す。	
		15	人事秘書課	「女性委員の登用を積極的に進める」＝「女性委員のいない審議会等を解消」となってしまう。	表彰者審査委員会、特別職報酬等審議会とともに女性委員の登用に努める。	表彰者審査委員会、特別職報酬等審議会とともに女性委員の登用に努める。	委員選考に当たり、積極的に女性の候補者を選出していただくよう関係団体等へ依頼する。	
		16	企画政策課	当課所管の行政改革推進委員会、清須市まち・ひと・しごと総合戦略推進会議、地域公共交通会議のすべてにおいて女性委員を登用している。	目標は達成していることから、今後も目標を下回ることのないように努める。	目標を達成していることから、今後も目標を下回ることのないように努める。	目標を下回らないよう積極的な女性委員の登用に務めていく。	
		17	危機管理課	女性委員のいない審議会等があるため、女性委員の登用を考える必要がある。	規定によりあらかじめ委員の職名等が指定されている場合を除き、女性委員の登用に努めていく。	現状の女性登用数は確保しながら、委員の任期の代わり目に合わせて、さらなる女性の登用を考えていく。	固定的な性別役割分担意識の解消に努め、女性の積極的な参画を促します。	
		18	産業課	農業委員会には、女性委員がいない。清須市食育会議は、会長を含め15人中12名が女性である。	公選制から公募制への変更に伴う農業委員の改選があったが、女性の申込は全くなかった。	農業委員会等で女性登用の周知をする。	農業委員会等で女性登用の周知をする。	
		19	子育て支援課	現在、子育て支援課に係る審議会等では全ての審議会にて女性委員が登用されている。	現状を継続していく。	現状を継続していく。	児童館や子育て支援センター利用者など、子育て世帯の女性を積極的に登用するよう努めている。	
		20	学校教育課	学校教育関係審議会等には、すべて女性委員がいる。	今後も、適任者へ委嘱していく。	学校教育関係審議会等へは、偏りがないよう、適任者へ委嘱していく。	委員改選時や新たな任命時に適任者へ委嘱する。	
2 女性のエンパワーメントへの支援	② 女性の管理職への登用	1	人事秘書課	個人の適性や能力を踏まえ、女性職員の管理職員への登用を促進します。	管理職への登用は、男女の区別はせず個人の適性や能力により行っている。達成率や目標値設定などについては、国の動向や他団体の状況に注視する必要がある。	女性職員の管理職員への登用を推進しないのではなく、男女の区別はせず個人の適性や能力を踏まえ、組織全体で考えて登用する。	現年度と同程度の職員数を登用する。	例年と同規模の登用を実施できるよう意識しながら人事配置を行う。
	① 人材の育成と確保	1	生涯学習課	女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座への参加を促進します。	清須市男女共同参画えみの会や女性の会等を中心にリーダーの参加を呼びかける。	今後も継続して、県などが行う研修会や講座へ参加を呼びかける。	県などが行う研修会や講座へ参加を呼びかける。	県が主催の研修会等の案内を各種団体へ配布し、多くの方が参加できるよう周知を図る。

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況

基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

施策	施策方向	取り組み	担当課	現状・課題	今後の方向性	令和3年度の予定・計画	令和3年度予定・目標に対する具体的な取り組み	
1 家庭や地域における男女共同参画の促進	① 家庭生活における男女共同参画の促進	1 家庭において男女がともに家事、育児、介護等について協力して取り組むことができるよう情報提供や啓発を行います。	子育て支援課	児童館及び子育て支援センターでは、父親も育児に参加を啓発している。課題は、父親参加も呼び掛ける一方、父親のいない家庭にも配慮する必要がある。	今後も継続して事業を展開し、父親の育児参加を啓発していく。	今後も継続して事業を展開し、父親の育児参加を啓発していく。	たんぼぼ園において父親参加療育を行う。児童館において「お父さんと遊ぼう」行事を行う。	
		2	生涯学習課	男女共同参画講演会等を通じて、市民に広く啓発活動を行っている。	今後も男女共同参画講演会等を通じて、市民に広く啓発活動を行っていく。	男女共同参画講演会等を通じて、市民に広く啓発活動を行う。	男性が聴いて役立つような内容を検討する。	
		3 男性向けの家事教室や料理教室の開催により、男性の家庭生活への参画を促進します。	生涯学習課	現在、男性に特化した家事講座は行われていないが、男性も家事へ参加する機会を促す講座を開催した。	男性が興味を持つような家事講座を検討し、計画・実施していく。	男性が興味を持つような講座を計画・実施する。	男性が興味を持ち参加しやすい講座を計画する。また、家事・育児への参加も促すための親子講座を実施する。	
		4 男女がともに育児、介護などに関わることができるよう、公共施設を改善します。(※具体的には、男性用のトイレへのベビーベッドの設置など)	財産管理課	ベビーベッド 北館3箇所 授乳室 北館1箇所 キッズスペース 北館2箇所 多目的トイレ 北館3箇所 南館1箇所	来庁者への声掛けや、わかりやすい案内表示に取り組みとともに、利用者の要望に耳を傾け、検討をしていく。	来庁者への声掛けや、わかりやすい案内表示に取り組みとともに、利用者の要望に耳を傾け、検討をしていく。	来庁者への声掛けや、わかりやすい案内表示に取り組み。	
	② 地域活動等への参画の促進	1 男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、啓発等を行います。	高齢福祉課	地域活動への参画は女性中心となっているのが現状である。	社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動の支援をバックアップしていく。男性が参画しやすい地域づくりの啓発を進めていく。	社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動の支援をバックアップしていく。男性が参画しやすい地域づくりの啓発を進めていく。	社会福祉協議会が実施している地区サロンの活動の広報、ホームページ等によるPRを行う。	
		2	生涯学習課	家庭や地域においても、活用できるような生涯学習講座を開催している。	今後も、家庭や地域社会などへの参加しやすいような生涯学習講座を検討し、実施していく。	家庭や地域社会などへの参加しやすいような生涯学習講座を実施する。	家庭や地域社会に係る講座を実施する。	
		3 町内会や老人クラブ、PTA、子ども会など、各地域における様々な地域活動において、男女平等の理解の浸透を図ります。	高齢福祉課	男性が現役で働いているため地域活動への参画は、女性中心となってしまう、その流れで男性が現役を退いた後の地域への参画機会が乏しくなってしまう。	出前講座等で老人クラブに職員が出向いた際に啓発を図っていく。	出前講座等で老人クラブに職員が出向いた際に啓発を図っていく。	出前講座等での啓発活動実施する。	
			生涯学習課	男女共同参画講演会の開催等を周知し、市民への男女平等の理解を深めている。	今後も、男女共同参画講演会等を通じて周知し、市民への男女平等の理解を深めていく。	男女共同参画講演会等を通じて周知し、市民への男女平等の理解を深めます。	講演会の開催案内を広く周知するため、各種団体等へ案内をする。	
		4	危機管理課	1 自主防災会などの地域における防災の取り組みに対し、女性の視点を取り入れることができるよう支援します。	市内に105あった自主防災組織を38のブロック組織に再編した。この取り組みは、地域の課題を自ら解決するため、一定規模以上の組織であるブロックを基礎的単位として組織の強化を図った。規約を作成し、「班」として活動単位を作り、女性の登用を積極的に促している。ただし、まだまだ女性の人数は少ない。	自主防災組織規約の中で、積極的に女性を登用できるような項目等を増やすことを検討し、地域に啓発をする。また、女性が積極的に地域防災に関われるような土台作りとして、平成26年度より「地域防災リーダー養成講座」を開催している。この講座を令和元年度までに36名の女性が受講し、修了した。地域での活動を期待している。	一人でも多く地域防災リーダー養成講座を受講する女性が増えるよう、引き続き啓発していく。	地域防災の要となる女性地域防災リーダー養成講座修了生から講座の内容がよりよい事業成果に繋がることを他の女性に広く周知してもらおう依頼をする。
				2 避難所などの場所において女性の安全が確保されるよう配慮したり、女性の視点から考えられる備蓄品などを整備します。	避難所運営等の女性の視点の活用は、愛知県の地域防災計画の修正に伴い、清須市地域防災計画においても盛り込んだ。「避難所運営マニュアル」を作成し、地域の積極的な参加を促している。今後女性の参加は増えてくるのだろうと考えている。	災害時における女性による視点の重要性については、東日本大震災においても多くの指摘があった。今後は、女性の意見を積極的に捉えるため、防災会議委員等への女性の登用を増やしていく。また、女性職員の意見を積極的に取り入れ、今後の対策に活用していく必要がある。	「地域防災リーダー養成講座」では、避難所運営について講義を行うが、ニーズが異なる男女双方の視点等に配慮し、運営委員会の中に必ず女性を入れるよう継続して指導していく。	女性地域防災リーダー養成講座修了生に防災会議の委員になっていただくよう積極的に要請する。

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

施策	施策方向	取り組み	担当課	現状・課題	今後の方向性	令和3年度の予定・計画	令和3年度予定・目標に対する具体的な取り組み		
1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	① 多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進	1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現ができるよう、多様な働き方に関して、関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。	産業課	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努めている。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。	
			2	就労に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供、啓発を行います。	産業課	ブラック企業等の問題意識の高まりにより、大企業のみならず中小企業への意識向上も見られる。また、24時間営業の減少や地方銀行での一部営業ノルマ撤廃等の経済構造の変化も見受けられ、一般社会情勢の把握も重要と考えます。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、情報提供、意識啓発に努める。
		② 仕事と家庭・地域生活との両立の支援	1	保育サービスをはじめとする子育て支援サービスや介護サービス等の充実を行います。	子育て支援課	保護者の病気入院などで児童の保育が家庭で一時的に困難になった時の一時保育。子育て支援センターでは子どもが健やかに生まれ育つために環境づくりを推進し、地域における子育て家庭及びこれから子育てを始める家庭の支援。低所得者に配慮した保育料の設定。病児・病後児保育を提供し父母ともに安心して就業できる環境の整備。子育て支援サービスの活用相談ができる子育てコンシェルジュの設置。	子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進や低所得者に配慮した保育料設定など多様化する保育ニーズに応えるとともに、保育サービス全体の活性化と子育て支援策を充実する。	子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進や低所得者に配慮した保育料設定など多様化する保育ニーズに応えるとともに、保育サービス全体の活性化と子育て支援策を充実する。	保育⑦サービスについて、市民の方々へわかりやすく周知を図る。
			2	仕事と生活の調和を保つため、家庭における介護サービス等の充実を図る。	高齢福祉課	介護支援専門員により、必要に応じた介護保険サービス(デイサービスやショートステイ)の利用の働きかけを行っている。	今後も、必要に応じた介護保険サービス(デイサービスやショートステイ)の利用を働きかける。	介護保険サービス(デイサービスやショートステイ)を広報紙やホームページに掲載する。高齢福祉課、関係機関で案内パンフレットを配布し、利用の働きかけを行う。	介護保険サービス(デイサービスやショートステイ)を広報紙やホームページに掲載する。高齢福祉課、関係機関で案内パンフレットを配布し、利用の働きかけを行う。
			3	育児・介護休業制度が利用しやすいものとなるように事業者働きかけを行います。	産業課	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っている。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っていく。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っていく。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っていく。
			4	育児・介護休業制度が利用しやすいものとなるように事業者働きかけを行います。	子育て支援課	広報などで事業者には啓発可能であるが、直接の働きかけをするのは難しいと考える。	周知のため、広報、ホームページ等により啓発に努める。	周知のため、広報、ホームページ等により啓発に努める。	現在、市のホームページやキヨスマに掲載しており、今後も継続していく。
	5		ファミリー・フレンドリー企業への登録を促進します。	産業課	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、周知、啓発に努める。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、周知に努めていく。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、周知に努めていく。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、周知に努めていく。	
	6		ファミリー・フレンドリー企業への登録を促進します。	子育て支援課	広報などで事業者には啓発可能であるが、直接の働きかけをするのは難しいと考える。	周知のため、広報、ホームページ等により啓発に努める。市内の企業の状況や他市町の動向について把握をし、どのように掲載していくかを検討していく。	周知のため、広報、ホームページ等により啓発に努める。	現在、市のホームページ、キヨスマに掲載していないため、令和3年度中に検討していく。	
	2	① 男女の均等な雇用機会の確保と推進	1	国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。	産業課	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っている。また、人口減少や社会構造の変化、雇用状況の好転により、男性比率の高い技術職等での女性採用が、中小企業でも増加しつつある。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っていく。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っていく。また、障害者雇用に対する啓発や啓蒙も実施していく。	商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえて、働きかけを行っていく。また、障害者雇用に対する啓発や啓蒙も実施していく。
			1	農業や自営業に従事する家族従業者(主に妻)の労働条件や待遇等の改善に関する「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行います。	産業課	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定」等の情報提供や啓発に努めている。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定」等の情報提供や啓発に努めていく。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定」等の情報提供や啓発に努めていく。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「家族経営協定」等の情報提供や啓発に努めていく。
		2	協働経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。	産業課	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「女性認定農業者」制度の普及に努めている。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「女性認定農業者」制度の普及に努めていく。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「女性認定農業者」等の情報提供や啓発に努めていく。	尾張農林水産事務所農業改良普及課と連携をとり、「女性認定農業者」等の情報提供や啓発に努めていく。	
		3	① 職業能力の向上や再就職への支援	1	関係機関と連携し、女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。	産業課	あらゆる機会をとらえ、各種情報の提供に努めている。	あらゆる機会をとらえ、各種情報の提供に努めていく。	あらゆる機会をとらえ、各種情報の提供に努めていく。
2	生涯学習課	各種情報提供に努めている。		各種情報提供に努める。	各種情報提供に努める。	各種情報提供に努める。			

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況

基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

施策	施策方向	取り組み	担当課	現状・課題	今後の方向性	令和3年度の予定・計画	令和3年度予定・目標に対する具体的な取り組み
1 安心して生活できる福祉サービスの充実	① 高齢者の自立の支援	1 介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、また、総合事業の実施により、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。	高齢福祉課	介護保険サービスのほか、市の福祉サービス事業の提供により、高齢者が自立した生活を送れるよう支援している。	現在のひとり暮らし高齢者等に対する福祉サービス事業を継続していく。	ひとり暮らし高齢者に対する福祉サービス事業を継続していくとともに、民生委員と連携を図り、啓発を行う。	民生委員によるひとり暮らし高齢者調査実施の際に、福祉サービス事業の勧奨を行う。
	② 障がい者の自立の支援	1 障がい者の社会参加を進め、自立した生活を送れるよう障がいの程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。	社会福祉課	アンケートや団体ヒアリング、ワークショップなどにより出された意見や福祉サービスに関するニーズを把握ができた。今後は、それを検証し、適切な福祉サービスを提供できるようにしていく。	引き続き、ニーズの把握に努め、事業所等とも連携をして適切なサービスの提供ができるようにする。	障がい者の社会参加を進め、自立した生活がおくれるよう適切なサービスの提供を図る。	引き続きニーズの把握に努め、事業所等とも連携して、適切なサービス提供を図り、障がい者が社会参加及び自立した生活がおくれるようにする。
	③ ひとり親家庭への支援の充実	1 ひとり親家庭への相談や経済的支援を行い、生活の安定と自立した生活を送れるよう福祉サービスの充実を図ります。	子育て支援課	18歳未満の児童を持つひとり親の家庭へ児童扶養手当、愛知県遺児手当、清須市遺児手当を支給している。(所得制限有) 疾病などで日常生活に支障が生じている場合に、市から委託している事業所の家庭生活支援員を派遣し、食事の世話や住居の掃除など必要な家事を行い、ひとり親家庭への生活の安定を図っている。	ひとり親への各種手当を支給を適切に実施していく。就労支援として、自立支援プログラム策定や、ハローワーク、ママ・ジョブ・あいち、母子家庭等就業支援センターとの連携により就労・自立に向けてきめ細かい支援を充実していく。	ひとり親への各種手当を支給を適切に実施していく。就労支援として、自立支援プログラム策定や、ハローワーク、ママ・ジョブ・あいち、母子家庭等就業支援センターとの連携により就労・自立に向けてきめ細かい支援を充実していく。	インターネットやハローワークでの就労相談が増え、市役所の窓口・電話相談は減っているが、相談があった場合は、各機関と連携し、きめ細かく丁寧に支援をしていく。
	④ 外国人女性への支援	1 在在外国人女性に対する情報提供や相談支援を充実します。	子育て支援課	財団法人愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳(英語、中国語)」、さらに電話通訳(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語)を活用することを推奨している。	子育てアプリ「キヨスマ」では、6ヶ国の外国語に対応し市の子育て情報等を配信している。 外国人も増加しているため、利用を推進していく。	子育てアプリ「キヨスマ」では、6ヶ国の外国語に対応し市の子育て情報等を配信している。	外国人の母子手帳の交付や、転入による母子手当の申請時には、「キヨスマ」のダウンロードの勧奨を積極的に行う。
2 生涯を通じた健康づくりへの支援	① 男女の健康づくりへの支援	1 女性のみの検診の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識を普及します。	健康推進課	市民女性ががん検診を市内4か所の保健センターで計19日間実施し、約2500人の市民が受診している。この場で、乳がんのセルフチェックや骨粗しょう症予防の指導を実施している。	がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるために、クーポン券や検診手帳の配布、要精密検査者に個別の受診勧奨を実施。 また乳幼児健診で母親向けにがん検診のリーフレットを配布し若い世代の受診率向上を目指す。	出前講座等での啓発の継続、女性がん検診受診率の向上。	節目年齢の対象者へはクーポン券や検診手帳の配布を実施する。要精密検査者に個別の受診勧奨を実施。 出前講座や地区組織等での啓発。乳幼児健診時、保育園、キヨスマ等を通して保護者へ啓発。
		2 働き過ぎによるメンタルヘルスへの対応など、こころの健康に関する知識の普及を行います。		健康に関するアンケート調査では、睡眠で疲れがとれていない方が若い世代に多く、メンタルヘルスと睡眠・休養についての啓発が課題。こころの不調が引き起こす自殺の予防にむけ、ゲートキーパーの普及や、心の相談窓口の啓発を積極的に行う必要がある。	心の健康相談、ゲートキーパー養成講座を継続して実施する他、広報や全戸配布チラシ等でこころの不調や相談窓口について啓発する。また『こころの体温計』事業により、ストレスの気づきや早めの心のケアができるようにする。	自殺対策計画の推進。	自殺対策計画の推進に向けて各課の進捗状況把握、ゲートキーパー養成講座を実施。 計画の概要版を講座や健診、地区組織等で啓発。こころの健康相談を妊産婦も対象に啓発、実施する。
		3 性別や年齢に応じて市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携を図り支援します。		健康日本21清須計画(第2次)に基づき、市民が健康づくりに取り組めるよう支援している。健康づくり推進協議会などでその推進を図る。	健康づくりリーダー、食生活改善推進員、女性の会、商工会、企業など地域の団体との協働事業を引き続き実施し、健康日本21清須計画(第2次)の推進に努める。また地域諸団体からの出前講座などを実施する。	健康日本21清須計画(第2次)の推進	平成30年度の間評価結果から、塩分を控える人が減少・循環器疾患による女性の死亡が多い事がわかり、減塩に向けて啓発を実施。食生活推進員の次の世代の「食生活改善」の担い手を育成していく。
		4 地域において自発的な健康づくり活動が広く実施され、市民自らが参加できるよう地域づくりを推進するとともに健康づくりリーダー育成の支援をします。		健康づくりリーダーが指導者となって実施している健康づくり自主グループ活動が地域で開催されている。指導者・参加者共に男性が少ない現状があり、男性参加の支援を図る。	健康づくりリーダーの定例会・研修会を充実し、市の現状・新しい知識の普及を図り、地域の健康づくり活動を支援する。 また、関係団体と連携を図り、市民とともに健康なまち清須を目指した地域づくりを推進する。	健康づくりリーダー、食生活改善推進員との連携の充実。	年2回の健康づくりリーダーのスキルアップ研修・定例会を実施し、地域での運動普及活動を支援する。 出前講座等で活動の支援を行う。

清須市男女共同参画プラン 【施策体系図】 進捗状況

基本目標5 福祉の充実と生涯にわたる心身の健康づくり

施策	施策方向	取り組み	担当課	現状・課題	今後の方向性	令和3年度の予定・計画	令和3年度予定・目標に対する具体的な取り組み
2 生涯を通じた健康づくりへの支援	② 母子の健康づくりへの支援	1 妊娠・出産期における女性の各種健康診査や保健指導、相談等を充実し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援します。	健康推進課	母子手帳発行時の健康相談、妊産婦健康診査や乳児健康診査等の受診票の交付等を行い、安心して妊娠・出産できる環境を整えている。若年妊娠や望まない妊娠等を含め、ハイリスク妊婦については、電話連絡や訪問等を行い、妊娠から出産・子育てに至るまで継続した相談・支援が行えるようにしている。	妊娠期からの関わりが、その後の乳幼児期に至るまでの関係づくりにもつながる。当課のみでなく、他課と連携し、子育てに関する情報提供を行い、切れ目のない支援を実施していく。またハイリスク妊婦については、行政のみならず他機関とも連携しサポートを行っていく。	妊娠中と産後に電話相談や訪問等を行い、積極的に介入し支援を行う予定。	助産師または保健師が産後2週目頃の産婦に電話連絡を行い、母子の状況を確認するとともに母親の身体的ケアへの保健指導や心理的ケア、育児についての指導、相談を行う。
		2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を提供します。	健康推進課	この言葉の周知度が低く、「家族計画・母子保健・思春期保健を含む生涯を通じた性と生殖に関する健康」という意味。現在、学校主催で性教育を行っているが、実施している学校が限られており、全体的には実施できていない。	性に関する知識や性感染症の予防、望まない妊娠等を防ぐためにも、思春期保健が重要であり、学校教育課等との連携が必要である。また、ライフスタイルが多様化し、晩婚化、高齢出産等も増加しているが、自分で家族計画を考えることができるよう、様々な情報を提供していくことが必要である。	要望のあった学校へ思春期教室を実施する予定。	思春期教室について校長会等でPRを行い、思春期教室を実施する。地域の支援サークルと連携し、思春期における健康教育を実施する。
			学校教育課			健康推進課等との連携を図り、情報提供の機会を創出していく。	思春期保健に関する情報提供の機会を創出する。
		3 妊婦とその夫に対して、パパママ教室において妊娠・出産期の健康に関する知識を普及します。	健康推進課	安心して出産を迎えられるよう「栄養・歯」「分娩・授乳」「夫婦で子育て」をテーマにパパママ教室を年12回開催している。父親の育児協力が得られるよう、教室の中で父親に育児体験や妊婦体験をしてもらったり、冊子の配布を行っている。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、適切な感染症対策を実施する。	妊娠・出産の知識の普及と、市で行っている施策やサービス等の紹介をし引き続き支援していく。また、切れ目のない支援の一環としてパパママ教室以外に周産期支援事業を行い、妊娠期からの仲間づくり、子育て情報の発信を計画していく。	体験・参加型の内容を継続し、パパの参加を増やす。医療機関での教室の内容と重複しないよう市で行うメリットを活かし、市の施策やサービス・相談窓口のPR・仲間作りを継続する。	パパママ教室の内容について、パートナーの妊婦体験や育児体験の実施、参加者の交流の場を設定し、体験・参加型の内容を増やす。
4 子どもが健康的に過ごせるための知識の普及・健康な生活習慣の実践を啓発し、関係機関と連携を強化し子育て支援のための体制を充実していきます。	健康推進課	健康診査・健康相談・健康教育等母子保健事業を通じて、子どもの健康・生活習慣等の知識の普及をし、子育て支援課と共に子育て支援の充実を図っている。核家族化や地域のつながりの希薄化等により、相談相手がおらず孤立したり、育児未経験者で自信が持てず悩む親が増えており、より一層の育児支援が必要とされている。新型コロナウイルス感染症に対し、必要に応じ、最新の知識を普及していくことが必要とされている。	母子保健事業を通して、母子のニーズを把握し、母子の健康についての知識の普及、子育て支援の充実を図る。	子育て世代包括支援センターの更なる周知を図り、全世代が相談窓口を相談窓口を知っている状態を目指す。	子育て世代包括支援センターについて、関係機関と連携を図り、市広報や保健事業等で周知する。		
	子育て支援課			母子保健事業を通して、母子のニーズを把握し、母子の健康についての知識の普及、子育て支援の充実を図る。また、妊娠期から子育て期にわたるまで様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を平成30年4月に開設したので周知を図る。	子育て世代包括支援センターについては、広報やホームページ、キヨスマで継続して周知を図る。平成31年度は第二期子ども・子育て支援事業計画のアンケートを実施するため、ニーズの把握に努める。		

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策	施策方向	取り組み	担当課	現状・課題	今後の方向性	令和3年度の予定・計画	令和3年度予定・目標に対する具体的な取り組み	
1	DVの防止に向けた情報提供や啓発	① 暴力根絶のための啓発の充実	1	子育て支援課	“女性に対する暴力をなくす運動”のある11月に広報・ホームページにて周知、啓発記事を掲載している。	継続して啓発活動を行っていく。	継続して啓発活動を行っていく。	南館1階、北館1・2階のトイレに、相談窓口の掲載された名刺サイズのリーフレットを設置し周知を図る。広報への啓発記事を年4回掲載する。
			2	社会福祉課	障がい者虐待防止法の施行に伴い、虐待防止センターを設置した。児童、高齢者、障害者などにより担当部署も変わるため、虐待に対する意識啓発を組織横断的に図っていない。	児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課との連携を図りながら、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図っていく。	児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課との連携を図りながら、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図っていく。	児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課との連携を図りながら、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図っていく。
			3	子育て支援課	児童虐待防止推進月間である11月と2月に、毎年、広報及びホームページに児童虐待通告の周知に関する記事を掲載している。	継続して啓発活動を行っていく。	継続して啓発活動を行っていく。	広報、ホームページへの掲載とともに、民生・児童委員への周知や、各施設にチラシを設置し周知を図る。児童館まつりでの啓発を継続して実施する。
			4	高齢福祉課	高齢者の虐待を予防するため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会を年1回開催し、関係機関との連携強化を図っている。	高齢者虐待防止ネットワーク協議会の開催を継続していく。	高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催する。高齢者虐待の予防啓発を広報及びホームページに掲載し、地域包括支援センターや民生委員等と連携を図り、虐待の早期発見につなげていく。	高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催する。高齢者虐待の予防啓発を広報及びホームページに掲載し、地域包括支援センターや民生委員等と連携を図り、虐待の早期発見につなげていく。
			5	子育て支援課	被害の早期発見のため、市民向けの講座などによりDVや児童虐待についての認識を深めるとともに、被害発見時の通報の必要性について啓発します。	児童虐待防止推進月間である11月と2月に、毎年、広報及びホームページに児童虐待通告の周知に関する記事を掲載している。母子保健推進員やファミリー・サポート・センターの提供会員向けに、DVの現状を理解していただくための講座を開催している。	継続して啓発活動を行っていく。	継続して啓発活動を行っていく。
	② 若年層に対する予防啓発	1	子育て支援課	デートDVに対する出前講座の実施はまだないが、家庭内DVに併せてデートDVの啓発が必要になると考えている。	高校および大学から講座の要請等があった場合に対応していく。	高校および大学から講座の要請等があった場合に対応していく。	市内にある新川高校、愛知医療学院短期大学にデートDVに関する講座【愛知県主催】の案内を持参し説明を行うとともに、学校等の現状や要望等の把握に努める。	
		2	学校教育課	家庭内DVに併せてデートDVの啓発が必要になると考える。	保健体育や道徳の授業などで実施する方向で、関係機関と検討していく。	啓発の機会を創出できるよう調整を図る。	保健体育や道徳の授業などで、啓発の機会を創出できるよう調整を行う。	
	2	① 相談体制の整備・強化	1	子育て支援課	相談員の資質向上を図るため、積極的に研修に参加している。女性DV被害のみでなく、男性DV被害、デートDV被害に関しても、相談所等が掲載されている啓発カードを公共施設に設置し、周知を図る。	相談員のみならず行政職員も積極的に研修に参加させていく。	相談員のみならず行政職員も積極的に研修に参加させていく。DV相談に関する啓発カードを公共施設に設置する。	南館1階、北館1・2階の男女トイレにDVを含めた相談に関する啓発カードを設置する。
			2	学校教育課	市採用の学校スクールカウンセラーには、年2回研修実施。家庭教育相談員(スクールソーシャルワーカー)は、子育て支援課と連携を取りながら対応している。	引き続き、研修を実施し資質向上を図るとともに、関係機関との情報共有等の連携に努める。	関係機関等との情報連携に努め、研修を通じて、相談員等の資質向上を図る。	関係機関等との情報連携に努めるとともに、研修により資質向上を図る。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策	施策方向	取り組み	担当課	現状・課題	今後の方向性	令和3年度の予定・計画	令和3年度予定・目標に対する具体的な取り組み	
2	② 相談業務の周知・啓発	広報紙や市のホームページなどにより、各種相談窓口の開設状況を利用者に周知します。	1	人事秘書課	開設状況等が広報紙やホームページに漏れなく掲載されているか。	広報紙やホームページへ掲載していない相談窓口等があれば、掲載するよう担当課に促す。	広報紙やホームページへ掲載していない相談窓口等があれば、掲載するよう担当課に促す。	市ホームページの掲載内容について、年3回(5月・9月・1月)の確認作業を行う。
			2	社会福祉課	広報紙や市のホームページに人権よろず相談、障害者虐待の案内を掲載している。	引き続き、広報紙や市のホームページへ掲載し、相談窓口の開設状況を周知する。	児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課との連携を図りながら、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図っていく。	児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課との連携を図りながら、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図っていく。
			3	子育て支援課	広報紙や市のホームページに女性相談、家庭児童相談の案内を掲載している。また、子育てアプリ「キヨスマ」からDV相談の案内をしている。	今後とも広報紙や市のホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」に女性相談、家庭児童相談の案内を掲載し利用者に案内を継続していく。	今後とも広報紙や市のホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」に女性相談、家庭児童相談の案内を掲載し利用者に案内を継続していく。	キヨスマについて、利用者増加を図るため、子育て支援課発行の封筒にキヨスマの広告を入れる。
			4	高齢福祉課	高齢者虐待の相談窓口や虐待の予防啓発について広報紙やホームページ上で行なっている。	高齢者の虐待相談窓口の周知や虐待の予防啓発について引き続き、広報紙やホームページ上で行う。	高齢者虐待の相談窓口、予防啓発の周知を行う。	高齢者虐待の相談窓口、予防啓発を広報紙、ホームページに掲載する。
	③ 連携体制の充実	庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	1	総務課	警察との連携体制を構築している。	庁内関係部署の連携及び情報共有が確立できるよう取り組んでいく。	市役所内の関係各課における連携や警察等関係機関などと情報を共有しながら対策を行っていく。	平常時に警察との情報共有・信頼関係を保ちながら、あらゆるDV事案等を想定しつつ、緊急時においては、迅速に対応できるよう体制を整えておく。
			2	財産管理課	市役所内の情報共有が出来ていない。	情報共有に努める。	市役所内における各課間の情報共有に努める。	庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制の検討。あらゆる暴力の根絶を目指し、被害者への支援体制を検討、確認。
			3	税務課	市民課からのCOKAS警告により所得証明、評価証明等の誤発行を未然に防ぐ措置を講じている。	引き続き関係課との連携体制を確立し、情報共有を図る。	関係課との連携体制を確立し、情報共有を図る。	COKASでの証明書発行の際、付箋がついている場合は確認してから発行する。
			4	市民課	警察、女性相談センター等の証明書により住民票、戸籍附票の制限をしている。また、総務課へ選挙人名簿の閲覧制限や他の部署へCOKASで警告を知らせている。	引き続き、庁内関係部局との情報共有を図り、支援体制整備に取り組む。	引き続き、庁内関係部局との情報共有を図り、支援体制整備に取り組む。	特に取り組みなし。
			5	社会福祉課	虐待通報等があった場合には、庁内関係部署や児童相談所、基幹相談支援センターなどの他機関とも連携しながら、情報共有を図り、被害者への支援を行っている。	引き続き、虐待通報があった場合には、他機関と連携をしながら、情報共有を図り、被害者への支援を行う。また、早期発見や虐待予防が行えるよう事業等に対して虐待研修等を基幹相談支援センターと計画をしていく。	虐待通報があった場合には、庁内関係部署や児童相談所、基幹相談支援センターなどの他機関とも連携しながら、情報の共有を図り、被害者への支援を行います。	虐待通報や相談等があった場合には庁内関係部署や児童相談所、基幹相談支援センターなど他機関とも連携しながら、情報共有を図り、被害者への支援を行います。
			6	子育て支援課	家庭相談員3名、母子父子自立支援員1名、子育てコンシェルジュ1名を配置し、児童虐待や児童の養育問題などの相談及びDVを含めた女性相談を受けている。また、相談内容により関係機関と連携しながら対応している。	今後も庁内、他機関含めた各関係機関と情報共有と連携を行い、必要な支援をしていく。	子ども家庭総合支援拠点を立ち上げ、児童相談システムを導入し、他機関含めた各関係機関と情報共有を行い、必要な支援をしていく。	市内にある児童に関する施設等に虐待に関する啓発や情報や対処方法の共有を行い、より一層の連携を深める。
			7	高齢福祉課	高齢者虐待の相談窓口である市役所(高齢福祉課)と地域包括支援センターにおいて通報の受け付けをしている。虐待が疑われる場合、速やかに高齢福祉係及び地域包括支援センター職員により構成されるコアメンバー会議を開催し、虐待認定の有無の判断及び今後の対応について検討を行なう。必要に応じて庁内関係部署、介護サービス事業所又は警察署と情報共有を図りながら被害者への支援を行う。	今後も高齢者虐待事案については、被害者に関わる関係機関と連携を図り、支援を行っていく。	虐待認定のコアメンバー会議の開催や各々のケースに応じた関係者によるケース会議を通じて、適切な対応を行う。	虐待における定期的なケース会議を実施し、迅速なコアメンバー会議、ケース会議の実施による適切な対応を行う。
	相談・連携体制の整備・充実		1	総務課	警察との連携体制を構築している。	庁内関係部署の連携及び情報共有が確立できるよう取り組んでいく。	市役所内の関係各課における連携や警察等関係機関などと情報を共有しながら対策を行っていく。	平常時に警察との情報共有・信頼関係を保ちながら、あらゆるDV事案等を想定しつつ、緊急時においては、迅速に対応できるよう体制を整えておく。
			2	財産管理課	市役所内の情報共有が出来ていない。	情報共有に努める。	市役所内における各課間の情報共有に努める。	庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制の検討。あらゆる暴力の根絶を目指し、被害者への支援体制を検討、確認。
			3	税務課	市民課からのCOKAS警告により所得証明、評価証明等の誤発行を未然に防ぐ措置を講じている。	引き続き関係課との連携体制を確立し、情報共有を図る。	関係課との連携体制を確立し、情報共有を図る。	COKASでの証明書発行の際、付箋がついている場合は確認してから発行する。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

施策	施策方向	取り組み	担当課	現状・課題	今後の方向性	令和3年度の予定・計画	令和3年度予定・目標に対する具体的な取り組み
2 相談・連携体制の整備・充実	③ 連携体制の充実	8 庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。	学校教育課	生徒指導推進協議会においてPTA、警察、防犯協会、民生児童委員と連携をとり生徒指導を推進している。家庭教育相談員(警察OB)を配置し、家庭内での暴力等の相談時には、警察と連携を取っている。	引き続き、警察、他の関係機関や団体等と連携をし対応していく。	警察等、他の機関との情報連携に努める。	警察OBの家庭教育相談員を中心に、暴力事案発生時の体制整備に努める。
			スポーツ課	スポーツ活動現場においては、暴力(言葉の暴力含む)と判断できる事例が発生することがある。多くは団体内部にて処理できるが事例内容を把握することが必要である。	スポーツ関係団体との連携を密にし、情報共有を図り、事例研究に取り組むことにより事態の発展を防止できる。	引き続き、スポーツ関係団体と連携し対応していく。	関係団体等と連携し対応していく。
3 被害者に対する支援の推進	① 一時的な保護、支援の実施	1 被害者を一時的に保護し、加害者から離れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。	子育て支援課	DV被害者から相談があり加害者からの暴力から身を守りたい意思があった場合、一時保護し、関係機関と連携し、母子生活支援施設へ入所させている。	今後も各関係機関と連携しながら継続していく。	継続して関係機関と連携しながら対応する。	DV被害者に対しては、利用できる制度等の説明や対応を関係機関とともに行っていく。
	② 自立支援体制の確立	1 DV被害者が自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行います。	子育て支援課	母子生活支援施設には、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計のことなど、さまざまな心配ごとを相談できる母子指導員が配置されており、母子の生活指導を行う。自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行っている。さらに、利用者の方と一緒に自立に向けた計画を作り、支援している。	今後も、被害者の立場に立った支援を行っていく。	今後も、被害者の立場に立った支援を行っていく。	DV被害者に対しては、利用できる制度等の説明や対応を関係機関とともに行っていく。